

銚田・大洗広域事務組合指定金融機関の指定について

令和3年4月1日告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づく指定金融機関について別表のとおり定め、同条第8項の規定により告示する。

別表

名称	取扱店舗	主として事務を行う店舗	
		店名	所在地
株式会社常陽銀行	本店及び支店	銚田支店	銚田市銚田 2304 番地